

平成 28 年度実施施策に係る事後評価書  
(要旨)

原子力規制委員会

平成28年度実施施策に係る目標・達成手段・測定指標の体系図(いわゆる「ロジックモデル」のイメージ)

政策体系		-	政策評価		
目標	達成手段		測定指標		
政策目標:原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること			(★は定量的指標、☆は定性的指標)	達成度合いの測定結果	
施策目標	大	小			
		※ ロジックモデルにおいてはアウトカム、アウトプット又は達成手段として整理が必要。			
原子力規制行政に対する信頼の確保				☆個別の測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、総合的に判断	相当程度進展あり
	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	意思決定過程の透明化を図るため、常に議論の場を公開すること。	★透明性の確保(会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合)	○	
		行政の透明性の確保や積極的な情報発信のため、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開すること。	★ホームページの利用のしやすさ(日本工業規格JIS X 8341-3ウェブアクセシビリティに定められている等級Aの達成)	○	
		何ものにもとらわれず、科学的、技術的な見地から、独立して意思決定を行い、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒めること。	☆独立性の確保、コミュニケーションの充実	○	
		中立性を確保するために定められた内規等を厳格に運用すること。	☆中立性の確保	○	
	組織体制及び運営の継続的改善	規制制度及び規制基準並びにそれらに基づき実施する規制業務の品質を自主的にかつ継続的に改善及びIRRSにおいて明らかになった課題に対応していくため、本格運用を開始したマネジメントシステムを早急に改善、組織全体に定着させること。	☆マネジメントシステムの本格的な運用と改善	△	
		IRRSにおいて明らかになった課題への対応を通じ、原子力規制に係る組織体制及び運営を継続的に改善すること。	☆IRRSミッションにおいて明らかになった課題への対応	○	
	国際社会との連携	国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につながるよう、国際社会との連携を進めること。	☆国際社会との連携(国際会議等への積極的な参加等)	○	
	法的支援・訴訟事務への着実な対応	-	-	-	
原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施				☆個別の測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、総合的に判断	目標達成
			★原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	○	
			★原子力災害対策特別措置法第15条による報告件数	○	
			★公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	○	
	原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、原子炉等規制法の検査制度の見直しについて検討すること。	☆原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	◎	
	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	新規基準に係る適合性審査を含め原子炉等規制法及び放射線障害防止法の厳正かつ確な施行すること。	☆原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	○	
			☆放射線障害防止法に係る制度整備	◎	
	安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	-	-	-	
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等				☆個別の測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、総合的に判断	目標達成
	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	東京電力が当該低減目標マップに示された1つ1つの事項を着実に達成できるよう規制当局として技術的観点から東京電力を積極的に指導し、監視すること。 実施計画の変更認可申請に対する審査や、施設検査及び保安検査を原子炉等規制法に基づき厳正かつ適切に行うこと。	☆東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	○	
	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つである東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析を、技術的な側面から検証を進めること。	☆東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	○	
	放射線モニタリングの実施	総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供すること。	☆放射線モニタリングの実施	○	

原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築			☆個別の測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、総合的に判断	相当程度進展あり
	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	安全研究によって新たな知見を得るとともに規制基準等の継続的改善に努めていくこと。	★安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数	△
			★安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数	○
	安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	安全研究によって新たな知見を得ること。 技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的開催し、国内外で発生した事故・トラブル情報及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を行うこと。	★規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告・論文誌等で公表した件数	△
			☆国内外のトラブル情報の収集・分析	○
	原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を推進し、現在の定員に対する不足分について、平成28年度中に充足するよう職員を採用すること。 職員の力量を管理するための制度や実践的な教育訓練を行うための研修カリキュラムの開発・整備、高度な規制行政知識の継承の仕組みの構築などを行うこと。 国内外への留学、国際機関、研究機関や海外規制機関との人材交流を実施して、職員の視野を広げ、原子力規制委員会での業務のみでは得がたい専門知識の獲得や、経験を積むための機会とすること。	☆人材の確保	○
☆研修体系等の整備			○	
☆国内外への留学、研究機関や海外の機関との人材交流			○	
核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施			☆個別の測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、総合的に判断	目標達成
	核セキュリティ対策の強化	核セキュリティ対策の強化のため、核セキュリティ上の課題である、個人の信頼性確認制度について必要な検討を進めること。 平成26年度に受け入れたIPAASミッションから示された勧告事項や助言事項についても、核セキュリティ対策強化のため、対応を進めること。 核セキュリティ文化の醸成のため、研修等の場を通じ、職員が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行うこと。 核セキュリティ対策の強化のため、核セキュリティ上の課題である、放射線物質及び関連施設の核セキュリティについて必要な検討を進めること。 IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め核物質防護検査等において厳格に確認すること。	☆核セキュリティ上の課題への対応 (個人の信頼性確認制度の導入へ向けた検討及び制度設計等並びに核セキュリティ文化醸成)	○
			☆核セキュリティ上の課題への対応 (放射性物質及び関連施設の核セキュリティに係る課題の抽出及び検討等)	○
			☆核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施	○
	保障措置の着実な実施	核不拡散条約のもと締結された国際原子力機関(IAEA)との間の協定等の国際約束を履行し、IAEAから係る評価を得ること。	☆国際原子力機関(IAEA)の保障措置実施報告書における評価	○
	安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	-	-	-
原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実			☆個別の測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、総合的に判断	目標達成
			★原子力事業者による防災訓練の実施	○
	原子力災害対策指針の継続的改善	原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点等について最新の科学的知見や国際的動向等を踏まえて更なる検討を進めるとともに、その結果を早期に取りまとめて適切に指針に反映し、原子力災害対策の充実強化を図ること。	☆原子力災害対策指針の継続的改善	○
	放射線モニタリングの充実	原則、1ヶ月に1度、解析結果についてホームページにおいて公表すること。	★環境モニタリング結果の解析・公表	○
		原子力災害対策指針に従い、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図ること。 放射線モニタリングを定期的実施すること。 総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供すること。	☆緊急時モニタリング体制の整備 ☆放射線モニタリングの実施 ※再掲	○
原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等	国及び自治体実施する防災訓練等に積極的に参加し、初動対応手順の更なる習熟を図る。 加えて、原子力規制委員会として原子力事業者防災訓練に積極的に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとの情報共有の強化等、緊急時対応能力の向上に努めること。	☆緊急時対応能力の強化	○	